

# 日本サルコペニア・フレイル学会認定「サルコペニア・フレイル指導士」制度規則

## 第1版

### 第1章 総則

第1条 本制度は、国民の健康長寿および地域包括ケアを支援する上で必要不可欠な心身の機能評価を包括的に実施し、その結果に基づいた適切な指導を行える人材を育成し、国民の自立支援に貢献することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために、日本サルコペニア・フレイル学会（以下本学会）は、日本サルコペニア・フレイル学会認定「サルコペニア・フレイル指導士制度（以下認定指導士制度）」を制定し、高齢者などの心身機能を包括的に評価し、自立障害を来しうる要因について一定の水準をもって助言の行える本学会員のうち、十分な臨床経験を有するメディカルスタッフ\*を日本サルコペニア・フレイル学会認定「サルコペニア・フレイル指導士（以下認定指導士）」として認定する。

\*メディカルスタッフとは、第3章第5条に記した資格を有する者を示す。

### 第2章 認定指導士制度を運用する機関

第3条 本学会は、本制度の運営にあたって認定指導士制度委員会（以下制度委員会）を設ける。

第4条 認定指導士制度の実施のため、制度委員会のもとに認定審査小委員会、認定試験小委員会、認定制度研修小委員会の小委員会を設ける。

各小委員会の役割は、次の各項のとおりとする。

- (1) 認定審査小委員会は、指導士の認定審査を行う。
- (2) 認定試験小委員会は、指導士の認定試験を行う。
- (3) 認定制度研修小委員会は、指導士の育成を目的とした研修を行う。

### 第3章 認定指導士

第5条 認定指導士の申請は以下の各項を満たす者とする。

(1) 日本国の医療・福祉に関する国家資格、または本学会が認めた資格（医師、歯科医師、看護師、薬剤師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、臨床検査技師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床工学技士、放射線技師、介護支援専門員、臨床心理士、健康運動指導士）を有し、優れた人格および見識を備えていること。

(2) 医療・福祉に関する国家資格または本学会が認めた資格（第5条(1)）を取得後3年以上経過していること。

(3) 3年度以上引き続いて本学会の一般会員であること（但し、施行細則に定める暫定期間における申請はこの限りではない）。

(4) 所属先の所属証明または本学会理事の推薦があること。

(5) 業務を通じて、高齢者などの心身機能評価を実施し、サルコペニアまたはフレイルを評価し、自身の有する専門資格に基づく指導や介入などの活動報告（症例など）を行えること。

(6) 本学会の指定する研修会を受講し、本学会大会へ1回は参加していること。

(7) 施行細則に定める認定試験を合格した者であること。

第6条 申請者は、別に定める期日までに施行細則に定める書類等を提出し、審査料を納付するものとする。

第7条 認定審査小委員会は、申請者に対する認定審査を行い、認定指導士としての適否を審査し、その結果について制度委員会の議を経て、理事会に諮問する。

第8条 本学会理事会は、制度委員会の報告を受け、審議の上で認定指導士を認定する。

第9条 認定審査合格者は、施行細則に定める登録料を期日までに納付するものとする。その後、代表理事は認定審査合格者を指導士登録原簿に登録、公示し、認定指導士の認定証を交付する。

第10条 認定指導士の認定は、5年毎の更新制とする。更新の申請を行う者は、更新時に施行細則に定める要件を満たす必要がある。

第11条 認定された後、認定指導士としてふさわしくない行為を行った場合には、本学会理事会は、制度委員会の審議を経て、認定指導士の資格を取り消すことができる。

第12条 認定指導士は次の各項の理由によりその資格を喪失する。

(1) 本学会を退会したとき。

(2) 認定資格を辞退したとき。

(3) 認定資格を更新しなかったとき。

(4) 日本国の医療・福祉に関する国家資格、または本学会が認めた資格の免許を喪失、返上、取り消されたとき。

#### 第4章 規則の変更手続き

第13条 本規則の改廃は、制度委員会の議を経て、理事会の承認を得て行う。

#### 附則

1. 本規則は、2018年3月1日より施行する。
2. 施行細則に定める暫定期間における申請では、規則第5条の(3)の内容については施行細則の附則を参照すること。
3. 2021年10月1日以降は、施行細則に定める暫定期間にかかる本規則における但し書きは無効となることから、削除とする。

2018年3月1日 施行  
2018年3月23日 改訂

日本サルコペニア・フレイル学会認定「サルコペニア・フレイル指導士」制度細則  
第1版

**第1章 運営**

第1条 日本サルコペニア・フレイル学会認定「サルコペニア・フレイル指導士（以下認定指導士）」制度規則の施行にあたり、規則に定めた以外の事項については、施行細則に従うものとする。

**第2章 認定指導士制度委員会**

第2条1 認定指導士制度委員会（以下制度委員会）の委員長は、代表理事が指名し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

2 制度委員会の委員は、制度委員会委員長が指名し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

3 各小委員会の委員長は、制度委員会委員長が指名し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

4 各小委員会の委員は、各小委員会の委員長が指名し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

第3条 委員の任期は2年とし、再任を否定しない。

第4条 制度委員会の役割を以下に定める。

- (1) 認定指導士制度及び施行細則の見直しを行う。
- (2) 認定審査小委員会の報告を受け、認定審査結果の審議を行う。

第5条 認定審査小委員会の役割を以下に定める。

- (1) 認定に係るすべての審査を行う。

第6条 認定試験小委員会の役割を以下に定める。

- (1) 認定試験の作問を行う。
- (2) 認定試験合否の判定基準を定める。
- (3) 認定試験を実施する。
- (4) 認定試験の成績評価を行う。

第7条 認定制度研修小委員会の役割を以下に定める。

- (1) 認定制度に係る研修等の実施に関する年度計画を策定する。
- (2) 認定制度に係る研修等の運営を行う。

第 8 条 委員会の委員は、その業務上入手した一切の情報を守秘する義務がある。

### 第 3 章 認定の申請

第 9 条 申請受付期間は、原則として、毎年 4 月 1 日～5 月 31 日とする。

第 10 条 認定指導士の申請を行う者は、申請受付期間内に、申請書類の提出及び Web 申請を完了しなければならない。

(申請書類等の提出)

第 11 条 認定指導士の申請を行う者は、次に定める申請書類を Web にて提出しなければならない。

- (1) 認定申請書 (様式 1) 及び審査料の振り込みを証明するものの写し
- (2) 所有する資格の証書 (免許など) の写し
- (3) 本学会理事または所属長 (病院長あるいは施設長等) の推薦書 (様式 2)
- (4) 研修会受講証明書および本学会大会参加証 (様式 3)

第 12 条 認定指導士の申請を行う者は、Web 申請により、申請書類及び活動報告を提出しなければならない。

第 13 条 申請受付期間内においては、Web 申請内容の修正を行うことができる。

第 14 条 認定指導士の申請を行う者は、本学会が指定する研修等を 1 回受講し、本学会大会へ 1 回は参加しなければならない。

第 15 条 申請の仕方に関しては、「申請の手引き」を参照すること。

(活動報告)

第 16 条 報告する活動の内容は、「活動報告の手引き」に則していなければならない。

(認定試験)

第 17 条 認定試験は、原則として、年 1 回実施する。

第 18 条 認定試験は、認定の申請期間中に限り、Web site 上から受験することができる。

第 19 条 認定試験の出題基準等に係る事項は、3 か月前までに公表する。

第 20 条 認定試験は、1 回の申請期間内に 2 度まで受験することができる。

(審査料)

第 21 条 審査料は、5,000 円 (税別) とする。

第 22 条 認定審査にて不合格となった者が次年度申請を行う場合、改めて審査料を納める。

(登録料)

第 23 条 登録料は、10,000 円 (税別) とする。※但し、施行細則に定める暫定期間における申請は、この限りではない (以下、同様の内容を「※」の表記で示す)。

第 24 条 認定審査合格者は、通知後 30 日以内に登録料を納める。

#### 第 4 章 認定の更新

第 25 条 認定を受けた翌年度から数えて 5 年度目に更新の手続きを行う (※)。

第 26 条 認定指導士の更新の申請受付期間は、認定申請受付期間と同一とする。

第 27 条 更新の資格

(1) 本学会大会に 3 回、および指定する研修会に 1 回参加し、受講証を取得していること。認定申請を行った年度以降から更新申請を行う前年度までに取得した分を有効とする (※)。

(2) 更新に係る認定試験 (確認テスト) を合格した者であること (※)。

(3) 本学会大会での発表または本学会誌での論文発表は、学会大会参加 1 回分と等価とみなす。

第 28 条 認定指導士の更新申請を行う者は、次に定める書類の提出を要する。

(1) 更新の申請書 (様式 4) 及び審査料の振り込みを証明するものの写し

(2) 研修会受講証明書及び本学会大会参加証 (様式 3) (但し、本学会大会での発表または本学会誌での論文発表で代替する場合はその証明となるもの)

第 29 条 認定指導士の更新を行う者は、Web 申請により、申請書類、本学会大会参加証や研修会受講証明書を提出しなければならない。Web 申請については、細則第 13 条を適用す

る。

第 30 条 更新料は、審査料 5,000 円（税別）、登録料 10,000 円（税別）とする（※）。

第 31 条 更新審査合格者は、通知後 30 日以内に登録料を納める。

## 第 5 章 施行細則の変更手続き

第 32 条 本施行細則の改廃は、制度委員会の議を経て理事会の承認を得て行う。

## 附則

1. 本施行細則は、2018 年 3 月 1 日より施行する。

（暫定期間に係る事項）

2. 2021 年 9 月末までを暫定期間として定める。

3. 「※」の記載がない条文については、暫定期間における申請の場合も適用される。

4. 暫定期間における認定指導士の申請は以下の各項を満たす者とする。

(1) 本学会の一般会員であること。（附則 9）

(2) 本学会が認定指導士として申請を認める資格を有し、要件を満たしていること（規則第 5 条(1), (2)）。

(3) 業務を通じて、高齢者などの心身機能を包括的に評価し、各自が有する資格に基づいた活動を 3 件報告できること。活動報告の内容については細則第 16 条を適用する。

(4) 所属先の所属証明または本学会理事の推薦があること（規則第 5 条(4)）。

(5) 学会が指定する研修会の受講及び受講証明書の提出をすること。

(6) 認定試験を受験し、これに合格していること（細則第 17 条～20 条）。

5. 細則第 23 条の登録料に代わって、暫定期間に認定指導士として認められた者の登録料は、5,000 円（税別）とする。（細則第 23 条）

6. 暫定期間に認定指導士として認められた者は、2021 年度に移行措置に係る申請を行わなければならない。更新が認められなかった者の資格は喪失する。

7. 移行措置に係る申請は以下の各項を満たす者とする。

(1) 本学会大会へ 1 回の参加し参加証を提出すること。

(2) 更新に係る認定試験（確認テスト）を提出していること。

(3) 移行に伴う申請に係る審査料は、5,000 円（税別）とする。

8. 移行措置の申請者に対し、審査を経て可否を通知する。なお、当該合格に伴う認定登録における登録料は不要とする。

9. 暫定期間に認定指導士を取得する場合は、本認定までに学会入会期間が3年未満であっても特例措置として認定指導士の申請を認める。

10. 2021年9月末、暫定期間において認められた認定指導士の資格は喪失する。

11. 2021年10月1日以降は、施行細則の附則2～11は無効となることから、削除される。

2018年3月1日 施行

2018年3月23日 改訂